

平成23年11月10日

厚生労働大臣

小宮山 洋子 殿

公益社団法人全国助産師教育協議会  
会長 島



## 要 望 書

厚生労働省において平成21年7月に成立した「保健師助産師看護師法および看護師等の人材確保に関する法律の一部を改正する法律」では、保健師および助産師の養成の修業年限が6か月以上から1年以上に改正されました。さらに、平成22年11月の「看護教育の内容と方法に関する検討会」では、助産師教育の必要履修単位数が現行23単位から28単位へと増加され、助産師教育の充実にむけた改革がすすめられております。

これと並行して、文部科学省においては、平成21年より「大学における看護人材育成のあり方に関する検討会」が開催されており、学士課程における看護基礎教育課程の在り方について全体的な見直しが行われ、卒業時の実践能力の強化が課題として示されました。

このような関連行政機関の教育改革の意図を踏まえ、公益社団法人全国助産師教育協議会は、助産師教育の質の保証、さらには助産師養成数の確保に向けて、下記の事項を要望いたします。

1. すべての助産師養成課程において、法律で定められた教育内容の質を担保できるよう、助産師教育は看護基礎教育を基盤とし、その上に積み上げられるような教育にしていきたい。
  - 1) 助産師養成所（専門学校）においては教育力の保証に努め、その存続を支援していただきたい。
  - 2) 助産師教育の質を保証するために、助産師養成所（専門学校）においては自己点検自己評価の実施を義務化していただきたい。
  - 3) 助産実践の教育力と質を保証するために、専任の実習指導者を1名以上配置している実習施設に、実習環境の整備のための人材確保の補助金を助成していただきたい。
2. 臨床では、助産師不足に陥っているため、助産師の必要数の養成とそれに見合った実習指導者を確保する必要があるとあり、養成機関校の増設や専任教員の増員等の明確な見通しや具体的対策を立てていただきたい。
3. 助産学の総合的かつ生涯学習の場として、さらには高度な助産実践の教育力を修得、維持するために、本協議会が構想している助産師教育研究研修センターの設立後の活動を支援していただきたい。

## 要望の理由

1. すべての助産師養成課程において、法律で定められた教育内容の質を担保できるよう、助産師教育は看護基礎教育を基盤とし、積み上げられるような教育としていただきたい。

- 1) 助産師養成所（専門学校）においては教育力の保証に努め、その存続を支援していただきたい。

昨今では、大学院や大学専攻科における助産師教育が徐々に増加しているが、修業年限1年以上の助産師養成専門学校は、すべての看護師（ただし女性に限る）が助産師になる道を閉ざさないために必要不可欠であり、存続価値は大きい。よって、助産師養成所（専門学校）においては教育力が保証できるような教員人材を確保し、その存続を支援していただきたい。

- 2) 助産師教育の質を保証するために、助産師養成所（専門学校）においては自己点検自己評価の実施を義務化していただきたい。

高等教育の質保証のためには、機関別評価に加え分野別評価が積極的に取り入れられることが社会的にも期待されている。助産師教育は大学院、大学専攻科、大学学士課程（選択コース）、短期大学専攻科、専門学校など様々な助産師養成課程で施行されている。それゆえに卒業時、あるいは修了時の到達度に差異も散見されるため、一定基準の教育の保証に努める必要がある。

したがって、助産の専門性に特化した教育の質を保証するために助産師養成所（専門学校）においては自己点検、自己評価の実施を義務化していただきたい。

- 3) 助産実践の教育力を保証するために、助産実習中に学生担当専任の臨床指導者を1名以上配置している実習施設に対して、実習環境の整備のための人件費確保の補助金を助成していただきたい。

実践力を強化できる助産師教育の質を保証するためには、助産実習中に学生を担当する専任の臨床指導者の確保が必須である。専任の臨床指導者を1名以上配置している実習施設に対して、実習環境の整備のための人件費を確保する補助金が得られるよう方策を検討し、支援していただきたい。

2. 臨床では、日常的な助産師不足に陥っているため、助産師の必要数の養成とそれに見合った実習指導者を確保するためにも、養成機関数の増設や教員数の増員等の具体的な計画の明確な見通しや対策を立てていただきたい。

現在の周産期医療の現場は、施設規模にかかわらず煩雑化し、助産師が不足しているために妊産婦のニーズに対応しきれない状況が生じている。助産師教育では妊産婦の個別性を尊重し、妊産婦への安全性と快適さを保証するための実習を行っているが、実習施設の教育環境（人材や設備等）の整備が不十分であることや、教育力のある実習指導者も得られないことから、助産の実践力の基礎修得にも支障が生じる。

平成22年には第7次看護職員需給見通しが出され、助産師は平成27年までに現在より4500名程度の供給増員が見込まれているが、そこに示された再就業者数の確保はかなり厳しいこと

が予測される。

是非、国主導で実態調査を行い、助産師が担うべきマタニティケアやウィメンズヘルスケア等の業務内容や業務時間等について根拠ある助産師適正数値を示していただきたい。その上で、中長期的視野にたって質の高い助産師を計画的に養成できるよう、養成機関数の増設や教員数の増員等の具体的な計画の明確な見通しや対策を立てていただきたい。

3. 助産学の総合的な学習の場として、さらには高度な助産実践の教育力を保持、修得するために、本協議会が構想している助産師教育研究研修センターの設立後の活動を支援していただきたい。

複雑で変化の激しい現代環境において女性の生き方は多様である。個々の女性のライフサイクルに沿ったヘルスサービスを提供するために、助産師にはより幅の広い役割が求められており、助産師の継続教育が必須となる。その拠点として、現在、本協議会は助産師教育研究研修センターの設置を構想している。そこでは、新人助産師や実習指導者への研修、教員養成研修、教育事例検討会、資格・専門能力の評価、助産研究コースの開催など、多様な継続教育が提供可能である。

これら助産師の生涯学習の場を提供する助産師教育研究研修センターの活動は、母子をはじめ国民の健康増進に公益的に寄与・貢献できるため、首都圏を含む国内3か所での設置に向けた本協議会の活動について支援をお願いしたい。